

介護分野に関する調査報告書（概要）

平成28年9月5日



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

介護分野における諸問題への対応は喫緊の政策課題

- ◆施設等の介護サービスの不足（年間約10万人の介護離職者，要介護3以上の特別養護老人ホーム待機者は約15万人）
- ◆低賃金等を原因とする介護人材の不足 → 2025年には約38万人の介護人材の不足
- ◆少子高齢化の進展による超高齢社会の到来 → 2025年には日本人の5.5人に1人が75歳以上
- ◆要介護者等の増加に伴う介護給付費の急増（2015年度：約10兆円 ⇒ 2025年度には約20兆円）

本報告書の基本的考え方

検討の視点

多様な事業者の新規参入

公平な競争条件

事業者による創意工夫の発揮

利用者による適切な選択

介護分野における
活発な競争を促進



期待される効果

介護サービスの供給量の増加

介護サービスの質・利用者の利便性の
向上

事業者の採算性の向上と介護労働者の
賃金増（人手不足の解消）

公正取引委員会の対応

引き続き介護分野における制度改革や運用の動向を注視するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、競争環境の整備に向けた競争唱導活動を行っていく方針。

① 多様な事業者の新規参入が可能となる環境の整備

多様な事業者の参入促進

調査結果等

提供主体等による規制

特別養護老人ホームの開設主体となり得るのは社会福祉法人等のみ。

- ・株式会社等の倒産等による撤退への懸念
- ・制度改正による特別養護老人ホームの公的性格の強化
- ・株式会社等の参入希望がない

➡ 上記を理由に、**株式会社等であることをもって参入を排除する合理性・必要性は乏しく、参入意欲のある株式会社等も一定程度存在。**

株式会社等が特別養護老人ホーム(自治体設置)の指定管理者になることが制度上可能。

➡ **一部の自治体において、株式会社等が指定管理者になることを認めないなどの運用。**

需給調整を目的とした規制

介護サービス事業者の指定等に当たって、サービスの提供が過剰とみなされた場合に指定を拒否することができる、いわゆる「総量規制」と呼ばれる規制があるが、総量規制それ自体は、介護給付費が過剰となることを抑制するため、やむを得ない面がある。

➡ **一部の自治体において、総量規制の根拠となる介護保険事業計画等の策定に当たり、適正な介護サービス量が見込まれていないといった事例や、具体的な事業者の選定に当たり不適切な事例があるとの指摘。**

(注) 破線枠内は自治体に対する提言である。次頁以降も同じ。

競争政策上の考え方

提供主体等による規制

<特別養護老人ホームの開設主体に係る参入規制>

➡ **医療法人、株式会社等が社会福祉法人と対等の立場で参入できるようにすることが望ましい**(あわせて、補助制度・税制等に関するイコールフットイングについても要検討。)

【段階的な緩和も考えられる】

- 例：①社会医療法人等の医療法人
⇒②社会福祉人と株式会社等の共同出資会社
⇒③株式会社等

<指定管理者制度>

➡ 自治体は、自らが設置する特別養護老人ホームにおいて、**株式会社等を指定管理者とするように、指定管理者制度を積極的に活用していくべき。**

需給調整を目的とした規制

<総量規制>

➡ 自治体は、**総量規制を適切に運用すべき**。あわせて、**具体的な事業者の選定に当たっては、選定基準を明確化し、客観的な指標に基づいて選定を行うなど、恣意性の排除を図るとともに、選定の透明性を図るべき。**

② 事業者が公平な条件の下で競争できる環境の整備

補助制度・税制等におけるイコールフットイングの確保

<市場における競争状況>

- ・ 社会福祉法人が提供する居宅サービスは、株式会社等が提供する居宅サービスと競合
- ・ 特別養護老人ホームと介護付き有料老人ホーム等は一定程度競合

調査結果等

補助制度

自治体独自の補助制度

- ➡ 一部の自治体において、補助対象を社会福祉法人に限定しているなど、**法人形態を理由にした不利な取扱いがあるものが存在。**

以前は、特別養護老人ホームの施設整備に対して高額な補助。

- ➡ 現在は、自治体によっては、補助率は下がってきている。

税制

社会福祉法人は、原則として、法人税、住民税及び事業税が非課税。

- ➡ 株式会社等から税制上のイコールフットイングが強く求められている。

社福軽減事業

社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業(社福軽減事業)

- ➡ 実施を**社会福祉法人等に限定する理由は見当たらない。**

競争政策上の考え方

補助制度

<自治体独自の補助制度>

- ➡ **法人形態を問わず公平な補助制度とすべき。**

<特別養護老人ホームに対する補助>

- ➡ 公益的な役割を果たすために必要な範囲で行われるべきであり、それを超える過剰な補助は好ましくない。

税制

<税制上の優遇措置等>

- ➡ 制度の基本的枠組みは維持するとしても、**優遇の差を狭める方向で見直しを検討することが望ましい。**

社福軽減事業

<実施対象>

- ➡ 自治体は、**法人形態を問わず利用できるようにすることが望ましい。**

第3 介護サービス・価格の弾力化(混合介護の弾力化)

③ 事業者の創意工夫が発揮され得る環境の整備

「混合介護の弾力化」の実現

調査結果等

現行制度の状況

原則として、保険内サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することはできない。

介護報酬を下回る料金での介護サービスの提供はほとんど行われていない(介護報酬を上回る料金での介護サービスの提供はできないとされている。)。

➡ 介護サービスの提供に当たって、多様なサービスの提供が可能となり価格競争が有効に機能する環境は、必ずしも整っていない。

混合介護の弾力化

「混合介護の弾力化」とは

保険内サービスと保険外サービスを組み合わせた同時一体的な提供を可能とすることや、質の高いサービスを提供するとともに、利用料金を自由化すること。

「混合介護の弾力化」により期待される効果

- ➡ 利用者の利便性が向上するとともに、事業者は提供するサービスに応じた料金を徴収できる。
- ➡ 事業者の収入の増加をもたらす、介護職員の処遇改善等につながる可能性もある。

解決すべき課題

- ➡ 自治体ごとのローカルルールが存在に起因する効率性等の欠如、不適切な保険給付の増加。

競争政策上の考え方

混合介護の弾力化

「混合介護の弾力化」を認めることにより、事業者の創意工夫を促し、サービスの多様化を図ることが望ましい。

「混合介護の弾力化」の具体例

<保険内外のサービスの同時一体的な提供>

保険内サービスの提供時間内に利用者の食事の支度に併せて、帰宅が遅くなる同居家族の食事の支度も行うことで、低料金かつ効率的にサービスを提供できるようになる可能性がある。

<サービスの質に応じた料金徴収>

利用者が特定の訪問介護員によるサービスを希望する場合に、指名料を徴収した上で派遣することが可能となる。

解釈・運用の明確化、予見可能性の確保

国は、自治体により事業者の創意工夫を妨げるような運用が行われることがないよう、制度の解釈を明確化し、事業者の予見可能性や透明性を高めるべき。

④ 利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備

情報公開・第三者評価の充実

調査結果等

情報公開

情報公開の実態

- ▶ 実際に事業者等から公開されている情報では**利用者等が必要としている情報としては必ずしも十分ではない。**

自治体の状況

- ▶ **利用者がどのような情報を必要としているのかを把握する取組を実施していない自治体も多い。**

介護サービス情報公表制度(平成18年4月運用開始)

- ▶ 現状では、**更なる改善又は廃止を求める声も多いなど、その役割を果たしているとはいえない。**

第三者評価

第三者評価に対する考え方

- ▶ 専門的見地から行われ、**定期的な受審とその結果の公表を推進することは介護サービスの質の改善・向上の有用な手段であり、利用者等の比較検討にも資する。**

第三者評価の現状

- ▶ 自治体ごとに**第三者評価の対象となるサービスが限られており、評価対象となっている場合でも広く受審されているとはいえない。**利用者等の認知度や利用率も低く、**介護サービスの選択にいかされていない。**



競争政策上の考え方

情報公開

<事業者に対して>

- ▶ **利用者が入手しやすい方法により、更に積極的な情報公開を期待。**

<自治体に対して>

- ▶ **利用者が求める情報を把握し、公開されている情報とのギャップをなくす仕組みの構築や、苦情等の対応機関との一層の連携を期待。**

<国に対して>

- ▶ **介護サービス情報公表制度の抜本的な見直しを含めて、その在り方について検討すべき。**

第三者評価

<自治体に対して>

- ▶ **対象サービスをできるだけ拡大し、事業者が受審できる体制を整えるとともに、受審を促進するための積極的な施策を講じるべき。**

<事業者に対して>

- ▶ **必要性等を十分に認識し、積極的な受審や結果の公表に努めるべき。**

加えて、信頼性を確保するために、**評価機関の資質向上や評価の公表性の確保等が図られる仕組みが構築されるべき。**